

2017年2月6日

関西電力株式会社
取締役社長 岩根 茂樹 様

生活協同組合生活クラブ京都エル・コープ
理事長 細谷みつ子

高浜原発クレーン転倒に関する意見書

福島原発事故後の法改正で、原子力発電所の運転期間は原則40年、ただし1回限り最長20年延長できる、とする制度が導入されました。高浜原発1号機は1974年11月、2号機は翌75年11月に運転を開始しており、いずれもすでに稼働から40年を超す老朽原発です。延長は例外であり、経年劣化を考えると運転延長審査は慎重かつ厳格に行われなければならないと考えます。しかしながら原子力規制委員会は2016年6月20日、関西電力高浜原発1・2号機（福井県）の運転延長を認可しました。

関西電力は新基準に対応するための工事を認可後に開始したところ、先月1月20日にクレーンが転倒し、2号機の補助建屋と使用済み燃料プールのある建屋の外壁が一部壊れる事故を起こしました。

転倒したクレーンは後部にある重心によりバランスをとる構造になっており、マニュアルでは作業終了後に強風が予測される場合、重心のある後部が風上になるように旋回させ、風を背面から受ける形にして止めるべきだと記載してあります。しかし、事故当時本来は風を受け止める後部が建屋に向いていました。福井地方気象台は事故当日、「1月20日夜遅くから急速に北の風が強まる」として高浜原発周辺に暴風警報を発令し、最大瞬間風速35メートルと予測していました。

事故後の記者会見で関西電力は風向きは特段考慮していなかったと説明しています。クレーンが転倒したのは、クレーンメーカーのマニュアルに従った対策を取っていなかったために起きたものと考えられます。使用済み核燃料259体を保管している重要施設の工事で工事用車両のマニュアルに従った対策も取らず、事故を起こしたことは油断と不注意があったと言わざるを得ません。

関西電力においては今回の事故の原因を解明し情報公開するとともに、原子力発電に携わる事業者としての責任を十分に認識し、二度とこのような事故を起こさないことを強く求めます。

以上